

関西福祉科学大学 研究倫理委員会審査部会規程

(目的)

第1条 この規程は、関西福祉科学大学研究倫理委員会規程第4条第3項に基づき、関西福祉科学大学（以下「大学」という。）及び関西女子短期大学（以下「短大」という。）に所属する研究者（以下「研究者」という。）が行う「人を直接の対象とする研究」について、「ヘルシンキ宣言」の趣旨に沿い、倫理的観点から研究の可否を審査する審査部会に関する事項を定める。

(第1種審査部会の組織)

第2条 第1種審査部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- 一、大学又は短大の学長
 - 二、大学又は短大の副学長
 - 三、大学又は短大の教授・准教授 3名
 - 四、学外の学識経験者 若干名
- 2 前項第一号及び第二号の部会員は、審査を求めようとする者（以下「申請者」という。）が所属する学長及び副学長が就任する。
- 3 前項第三号及び第四号の部会員は、研究倫理委員会委員長が指名する。
- 4 審査部会に部会長を置き、部会長には学長が就任する。

(第2種及び第3種審査部会の組織)

第3条 第2種及び第3種の審査部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- 一、大学又は短大の学科長（専攻代表）
 - 二、大学又は短大の教授・准教授 若干名
 - 三、学内外の学識経験者 若干名
- 2 前項第一号の部会員は、申請者が所属する学科の学科長が就任する。ただし、申請者が関西福祉科学大学大学院に在籍する大学院生の場合には、大学院生が所属する専攻の専攻代表がこれにあたる。
- 3 前項第二号及び第三号の部会員は、研究倫理委員会委員長が指名する。
- 4 審査部会に部会長を置き、部会長には学科長（専攻代表）が就任する。

(審査部会の開催)

第4条 審査部会は部会長が招集し、議長として審査部会を主宰する。

- 2 部会長に事故あるとき、部会長が指名する部会員がその職務を代行す

る。

- 3 審査部会は部会員の過半数が出席し、かつ、第1種審査部会においては第2条第1項第四号の部会員1名以上、第2種及び第3種の審査部会においては第3条第1項第三号の部会員1名以上の出席がなければ会議を開くことができない。

(審査)

第5条 審査部会は研究倫理委員会委員長から審査を命じられた場合は、速やかに審査を開始するものとする。

- 2 部会長は、申請者に審査部会への出席を求め、「研究計画」について説明させることができる。
- 3 部会長は、専門の事項を調査検討するため専門委員の委嘱を研究倫理委員会委員長に求めることができる。
- 4 部会長は、必要に応じて専門委員に審査部会への出席を求め、審査に参加させることができる。ただし、専門委員は判定に参加することはできない。
- 5 部会員は自己の関与する研究については、審査に参加することができない。
- 6 審査の判定は、承認、条件付承認、変更勧告、不承認の4つとし、出席委員の3分の2以上の同意によって決定する。
- 7 審査部会は、審査の経過及び判定結果を議事録に作成し、研究倫理委員会委員長に提出する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、大学事務局総務部に置く。

(細則)

第7条 この規程に定めるもののほか、審査部会の運営に必要な事項は研究倫理委員会が定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て大学学長が行う。

附 則

1. この規程は、平成17年5月27日から施行する。
2. この規程の改正は、平成24年4月1日から施行する。
3. この規程の改正は、平成26年4月1日から施行する。